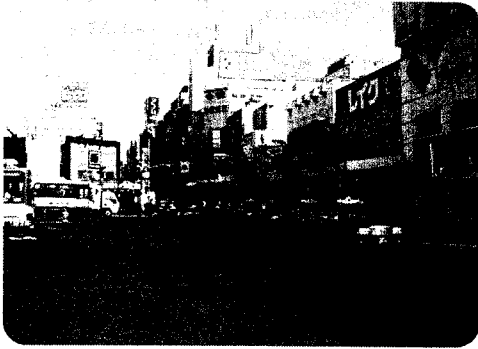


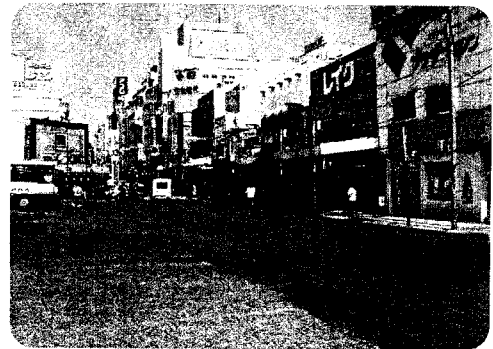
大宮駅東口タクシープール | Tシステム

大宮駅東口周辺道路での客待ちタクシーによる路上駐車を解消した交通システム

導入前の駅周辺道路状況



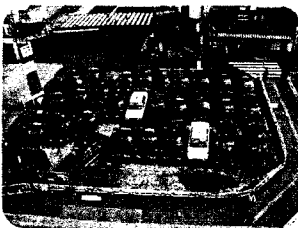
導入後の道路状況



導入後の銀座通りの昼と夜



駅前タクシープール



第2タクシープール入口



第2タクシープール出口

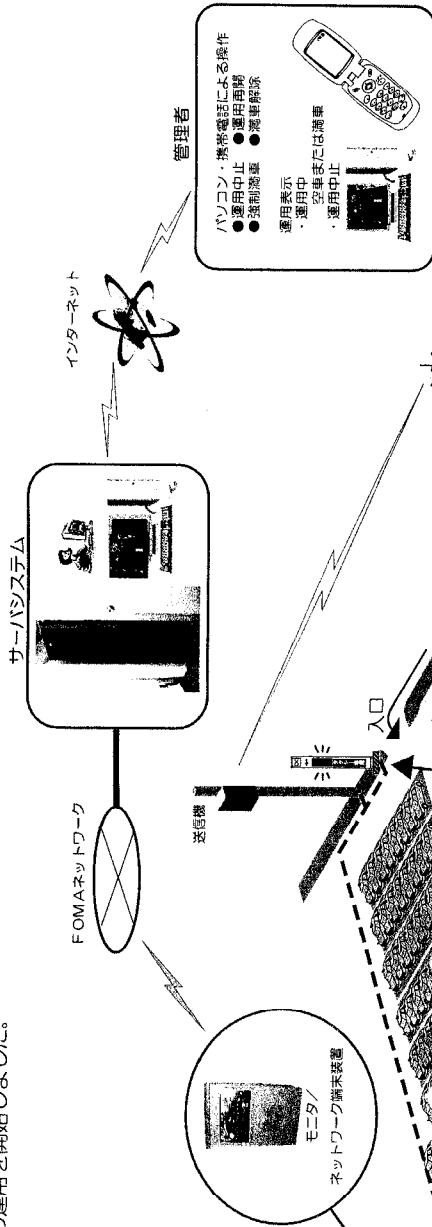


さいたま市

タクシープールITシステム概要図

さいたま市ではインターネットでリモートコントロールができるタクシープールシステムと、光ファイバーネットワークで構成するIPカメラモニタシステムを採用した、タクシープールITシステムの運用を開始しました。

1. 駅前タクシープールのモニタシステム
大宮駅舎屋上にIPカメラを設置し、駅前タクシープールの状況を光回線を使用したカメラネットワークシステムで、第2タクシープールのモニタに映し、駅前タクシープールの空状態をドライバー自身が確認して出庫します。
2. 第2タクシープールの入出庫管制システム
高精度のチエックイン・アウト計数方式を採用し、第2タクシープールの入出庫の管理はセンサーが計測した駐車台数を基に満車管理を行う自動管制システムです。
大宮区役所入口交差点の中央分岐帯に設置したタクシー管制表示灯は、無線方式を採用し、「満車」「運用中止」の表示を行うことで、事前にタクシープールの運用状況をドライバーにお知らせします。
3. インターネットでのリモートコントロール機能
交通状況の急変に即応するため、管理者から携帯電話・パソコンで「運用中止・再開」ならびに「強制満車・解除」の設定をインターネットでリアルタイムにリモートコントロールすることができ、インターネットでの運用状況の把握が可能です。



管理者

パソコン・携帯電話による操作

- 運用再開
- 強制満車
- 運用中止

運用表示

- 空車または満車
- 運用中止

運用サインのとり決め

運用中止回転灯 (青色)
第2タクシープールは利用できません

満車表示回転灯 (黄色)
点灯時は入庫できません
入口付近での停車はできません

満車表示点滅灯 (赤色)

三面表示

大宮駅

駅前タクシープール

第2タクシープール

タクシーのりば

出口

入口

満車灯

出口 出庫注意灯

出庫注意灯 (黄色)

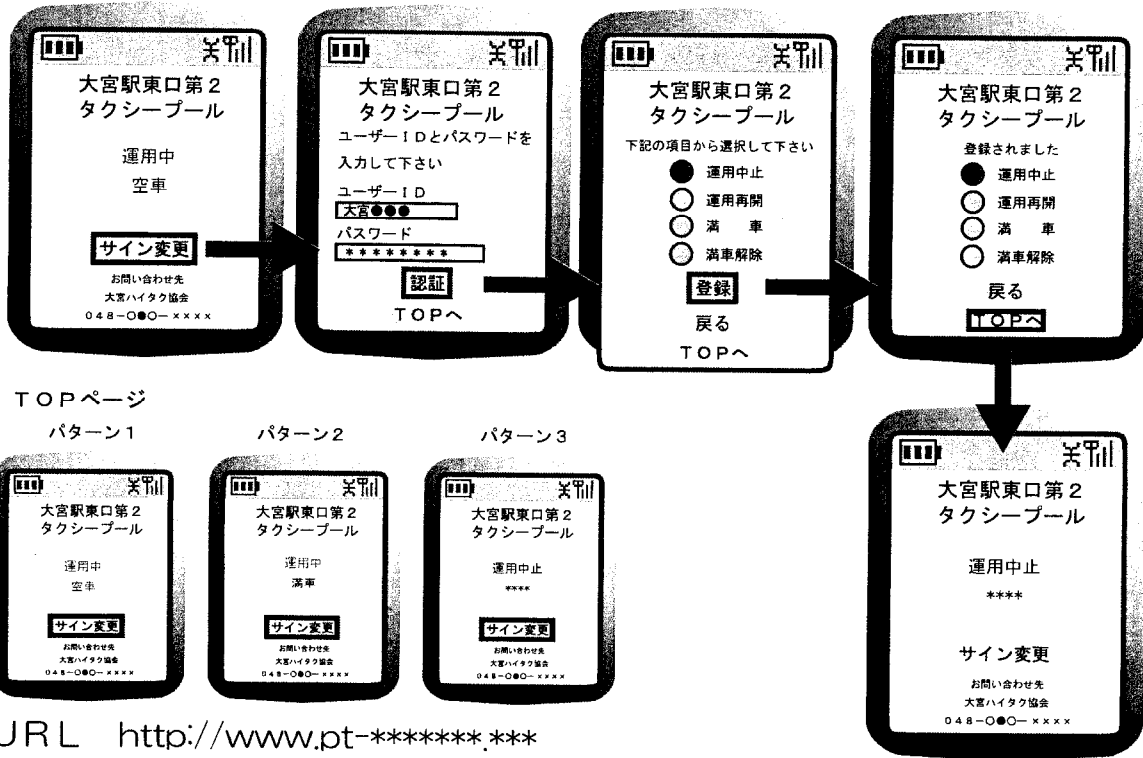
出庫注意点滅灯 (赤色)

スピーカーメッセージ

「車が出ます。ご注意ください。」

※ 設定台数に達した場合もしくは入口に規定時間以上停車すると満車表示になります

第2タクシープール入出庫管制システム・運用解除サイン画面例（携帯電話用）



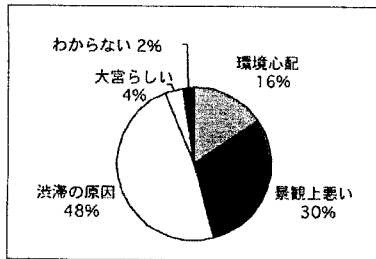
運用前に実施した社会実験

第1段階：タクシー乗車場分散実験 実施期間 平成19年1月21日～2月25日

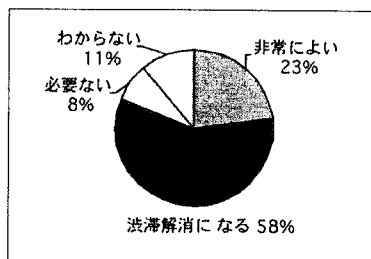
第2段階：第2タクシープール実験 実施期間 平成19年2月14日～2月25日

周辺の商店事業者への実験に関するアンケート結果

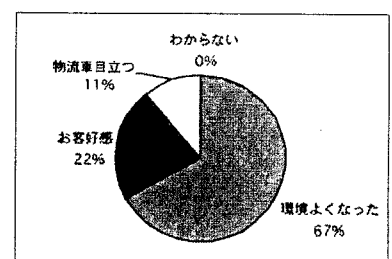
大宮駅周辺道路での客待ちタクシーをどう思いますか？



夜間の臨時タクシー乗り場をどう思いますか？

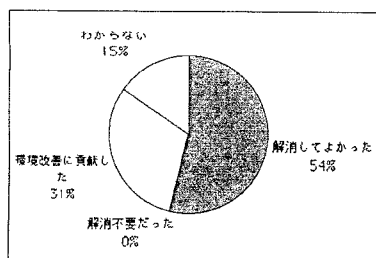


実験で路上の客待ちタクシーが減少したことをどう思いますか？

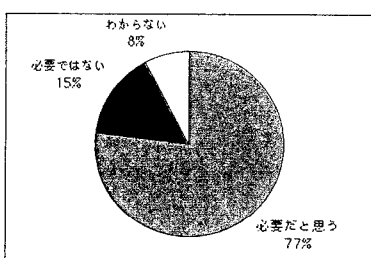


タクシー事業者への実験に関するアンケート結果

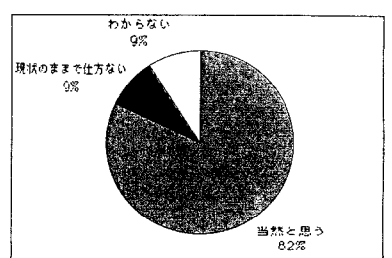
駅周辺のタクシー車列が解消されたことについてどう思われましたか？



第2タクシープールは必要だと思いますか？



タクシー路上駐車解消を望んでいることについてどう思いますか？





平成20年6月13日
自動車交通局

法人タクシー運転者登録制度を開始します ～指定地域を全国13地域に拡大～

平成20年6月14日より、改正タクシー業務適正化特別措置法が施行され、全国13の指定地域において、新たなタクシー運転者登録制度が開始されます。これらの指定地域では、講習を受講・修了し、タクシー運転者登録を受けないと、タクシーに乗務することができなくなります。また、登録タクシー運転者が悪質な法令違反を行ったり重大事故を惹起したなどの場合は、登録が取り消され、一定期間、指定地域での乗務ができなくなります。

1. 指定地域

指定地域を流し営業が中心の13地域に拡大

従来の指定地域

東京地域
大阪地域



東京地域、大阪地域に加えて

札幌地域、仙台地域、さいたま地域、
千葉地域、横浜地域、名古屋地域、
京都地域、神戸地域、広島地域、
北九州地域、福岡地域

新たに指定地域に追加

※なお、新たに追加された指定地域で、既に法人タクシーに乗務している者についても、半年以内に講習を受講し、登録を受けることが必要です。

2. タクシー運転者登録の対象事業者数及び運転者数（13指定地域の合計）

- (1) 法人タクシー事業者数（注） 1, 573社 （全国6,975社の約23%）
(2) 法人タクシー運転者数 約218,500人 （全国357,794人の約61%）

（注）ハイヤー及び福祉専門事業者を除く

3. タクシー運転者登録の要件

タクシー運転者登録を受けるためには、運輸局長が認定する講習（法令、安全、接客及び地理）の受講・修了が必要となります（東京、大阪については、引き続き地理試験も実施）。

4. タクシー運転者登録の取消処分など

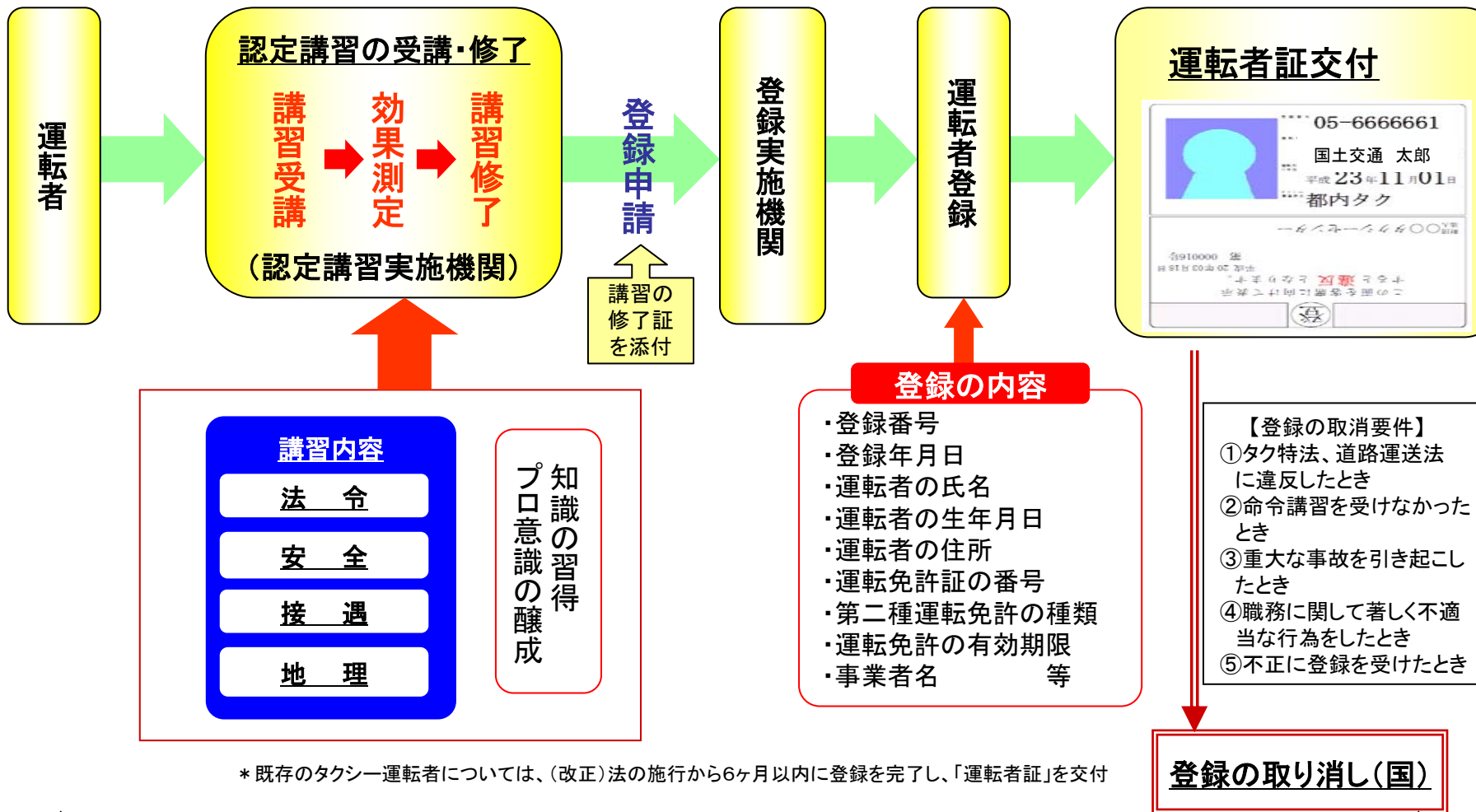
- 登録タクシー運転者が悪質な法令違反を行ったり重大事故を惹起したなどの場合は、運輸局長が登録の取消処分を行い、一定期間、指定地域での乗務ができなくなります。
- 軽微な違反の場合は警告を行うとともに違反点数を付与し、一定の点数に達した場合は講習の受講命令が出されます。

【連絡先】 自動車交通局旅客課 蔵持、宮本

Tel: 03-5253-8111 (内線41251・41243)

03-5253-8568 (直通)

タクシー運転者登録に関する一連の手続き



悪質運転者の排除

サービスの質向上

安全性の確保